

別府市議会ハラスメント防止規程

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

議会告示第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別府市議会議員の政治倫理に関する条例（平成 8 年別府市条例第 2 1 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、議員間のハラスメント及び議員から職員に対するハラスメントを防止し、及び根絶するために必要な事項並びにハラスメントの被害者等への配慮を定めることにより、全ての議員及び職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な市議会議員が活動できる環境及び職員の職場環境を確立することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員をいう。

(2) ハラスメント 次に掲げるものをいう。

ア パワーハラスメント（職務上の地位、権限又は優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えた人格及び尊厳を侵害する言動により、精神的又は身体的な苦痛を与え、かつ、就業・活動環境を害することをいう。）

イ セクシャルハラスメント及びジェンダーハラスメント（性的指向又は性自認に関する偏見に基づく言動その他の他の者を不快にさせる性的な言動をいう。）

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント（妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動及び妊娠、出産、育児又は介護に関する言動により、議員が活動できる環境及び職員の職場環境を害することをいう）

エ モラルハラスメント（飲酒の強要等により、人格若しくは尊厳を傷つけ、又は精神的に損害を与えることをいう。）

オ その他のハラスメント（アからエまでに掲げるもののほか、他者に対する言動等により、行為者の意図に関係なく、尊厳を傷つけ、不利益又は脅威を与え、人権を侵害し、不快にさせる行為をいう。）

(3) 言動 直接的な言動及び態度、身振り、誹謗、中傷、風説の流布、ソーシャルネットワーキングサービスを利用した発信行為等の間接的な言動をいう。

（議員の責務）

第3条 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、他の議員及び職員を個人として尊重することを通じて、誠実かつ公正な職務遂行に努めなければならない。

3 議員は、ハラスメントを行った事実があると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

4 議員は、議員間のハラスメント又は議員から職員に対するハラスメントに当たる言動があると認められる事態に遭遇したときは、当該ハラスメントを行った議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。

（議長の職務）

第4条 議長は、議員間のハラスメントについて議員又は議員の関係者から苦情の申出があったときは、当該苦情に係る事実関係を調査し、必要に応じて今後のハラスメント防止のための措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 議長は、議員から職員に対するハラスメントが疑われる事象が発生したとの通知を市長から受けたときは、当該事象に係る事実関係を調査し、必要に

応じて今後のハラスメント防止のための措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 議長は、前2項に規定する事実関係の調査又は講じる措置について、必要に応じて各会派の代表者を招集し、意見を聴収することができる。

4 議長は、第1項又は第2項の規定により調査した結果及び講じた措置をハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮した上で、全員協議会等で報告することができる。

(議長の職務代行)

第5条 議長が前条第1項又は第2項の規定による調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに同条第1項又は第2項の規定による調査の対象になったときは議会運営委員会委員長が、この規程に規定する議長の職務を行うものとする。

(研修等)

第6条 議長は、ハラスメントの防止等を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(プライバシーの保護)

第7条 議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、別府市議会ハラスメント防止に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。